

人権の尊重される社会の 実現に向けて

“一人ひとりが、人間らしく生きていく権利を持っています。一人ひとりが、幸福をめざす権利を持っています。”

5月3日の憲法記念日を中心として、5月1日から7日までの一週間は憲法週間です。だれも侵すことのできない永久の権利である「基本的人権」は、多くの人々が長い歴史の中で、たゆみない努力を重ねて確立したかけがえのない権利です。

「人権の世紀」と言われる21世紀を迎え、憲法週間を機会に、「自分の人権が守られているか」「他の人の人権が侵害されていないか」など、身近なことから、みんなで「人権」について考え、一人ひとりがお互いを尊重し合い、同和問題をはじめ女性、子ども、障害者など様々な人権問題の解決に向けて主体的に取り組み、明るく住みよい社会を築きましょう。

★人権侵害の原因となる「身元調査」等を拒否しましょう。

結婚は両性の合意のみに基づいて行われるべきものであり、また、就職は本人の能力・適性によって採否が決定されるべきものです。部落差別はもちろんのこと、様々な差別につながる身元調査や聞き合わせを行わないとともに、これに応じないようにしましょう。

★同和問題の解決に障害となる「えせ同和行為」を排除しましょう。

同和問題を口実にして、不当な利益や義務のないことを要求する「えせ同和行為」に対しては、最初にきちんとした対応が必要です。「買わないと差別だ」などという高額な同和関係図書などの不当な購入強要に対しては、きっぱりと断りましょう。

★インターネット上の電子掲示板への差別書き込みや差別文書等を根絶しましょう。

インターネット上の電子掲示板への部落差別、女性差別、障害者差別など人権を侵害する内容の書き込みや差別文書等は、人々に新たな差別意識や偏見を生み、人権を踏みにじるもので、決して許されるものではありません。一人ひとりが情報モラルを守り、インターネットを正しく利用するなど、差別文書等の根絶に向けてみんなで取り組んでいきましょう。

行政相談委員が委嘱されました。

担当地域	氏名	任期
鏡野地域	中江 誠子	平成17年4月1日～ 平成19年3月31日
奥津地域	小林 計美	
上齋原地域	杉山 道子	
富地域	築山 弘美	

選挙人名簿の閲覧規定の変更をお知らせします。

(平成17年4月5日より、個人情報保護の観点から、つぎのとおり変更となりました。)

1. 今まで認められていた、名簿の複写(コピー)はできなくなりました。
2. 名簿の閲覧をしようとする人は、免許証など官公署の発行した身分証明書を提示する必要があります。

詳しくは、鏡野町選挙管理委員会(鏡野町役場総務課内)にお尋ねください。

平成17年度 野猪防護柵設置補助金

イノシシによる農林作物への被害を防止するため、次のような防護柵を対象に設置費用を補助します。

補助対象施設	補助の方法	備 考
トタン、金網	1m当り250円	設置施設延長 50m以上 ※補助額は総事業 費を上限とします。
電柵	電牧器本体購入 1台 15,000円 1m当り 125円	
ネット	1m当り 100円	

申請方法：役場農林水産課又は各振興センター産業建設課に補助金申請書を提出してください。

申請期間：平成17年9月30日(金)まで
お問い合わせ：農林水産課又は各振興センター産業建設課

春の農作業安全運動 (5月1日～6月30日)

～地域や家庭で進めよう農作業中の事故防止～

春の農繁期を迎え、農家の皆さんは田植作業などに忙しい時期になりましたが、農業機械作業等による事故があとを絶たない状況です。農繁期の農作業中の事故を防止するため、作業にあった服装で、農業機械の安全運転を心がけましょう。また、適度な休憩をとり、無理のない作業をしましょう。

農業委員会からのお知らせ

所有権移転、転用などの受付

◆受付締切日は毎月20日です。

農地の貸し借り

◆利用権設定(農業経営基盤強化促進法による貸借)の受付は毎月行います。

【契約の時期の2ヶ月前までに農業委員会、または各振興センターの産業建設課にお問い合わせください。】

農地のかさ上げは事前にご相談を！

◆土砂を搬入して農地のかさ上げなどを行おうとする方は、必ず事前に農業委員会にご相談ください。

◆面積が1,000㎡を超える場合など一定規模の埋め立てについては農地法の許可が必要な場合があります。

※詳しくは農業委員会までお問い合わせください。